

<2023年度 第2回定例研究会>

ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか ～ 制度的人種差別とアメリカの社会福祉史

講演：西 崎 緑 (熊本学園大学社会福祉学部教授)

日 時：2023(令和5)年10月19日(木) 18時～19時30分

2023(令和5)年第2回定例研究会は、「ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカの社会福祉史—」のタイトルのもと、本学社会福祉学部教授の西崎緑氏に登壇いただいた。西崎氏は2020年に同タイトルの書籍を出版され、2021年度日本社会福祉学会の学術賞を受賞された。西崎氏の20年間の研究成果がまとめられた書籍でもある。今回は書籍の内容にも触れながらご講演くださった

はじめに

戦後日本のソーシャルワーク研究と教育は、アメリカで発達した専門的技法を伝えることが中心となってきた。歴史的研究でも同様であった。しかし、西崎氏は歴史的研究においてアメリカのソーシャルワークを批判的に検討し、本研究を進めてこられた。その背景として、アメリカ型の福祉国家の基礎となった1935年社会保障法の対象から黒人が実質的に排除されていたことがある。「家事労働者」「農業労働者」などに就く労働者を保障対象から外した。黒人が主たる労働者である職業を外すことで、「黒人」と明記せずとも結果的に社会的な差別ができてしまう。また、このような黒人に対する社会的排除に対してソーシャルワーカーたちが組織的抗議運動を起こすことはなく、制度的・慣習的・意識的人種差別を容認し、抑圧構造に対して、結果的に加担・協力することになっていた。

1. 制度的人種差別下での黒人の生活

制度的人種差別とは、社会全体で組織的に行われている差別を意味する。アメリカの人種差別と収奪システムは建国以前からアメリカに存在していた。1667年の植民地議会の決定により、黒人の身分が奴隷となり制度的人種差別が確立した。黒人の奴隷化は選民ピューリタンに与えられた聖なる特権であると考えられていた。

1897年に開催された全米慈善矯正会議の年次大会において、メアリー・リッチモンドが慈善ワーカーの専門訓練の必要性を訴えた。ソーシャルワーカーは科学に裏付けられた専門的知識を修めた権威ある専門職であることを求めた。20世紀初め、ソーシャルワーカーの革新主義者たちは、社会階層や階級対立、労働問題に関心を持っていた。そのため、セツルメントを中心とする社会改良運動の

従事者たちも、黒人差別解消を問題視することはなかった。1905年には、雑誌で黒人問題特集が生まれ、黒人貧民窟、黒人労働者、黒人売春婦などの問題とともに、アメリカの人種問題を再評価する必要性が訴えられた。しかし、セツルメントワーカーたちは、都市の黒人たちを支援する目的として自らのセツルメントを積極的に活用しようとはしなかった。

一方で、北部に移住した黒人たちを支えた組織として、全国都市同盟(NUL)と黒人教会がある。1910年に設立されたNULは都市部の黒人を支援する組織で、職業訓練や職業紹介、レクリエーションの提供などが行われた。1790年に設立された黒人メソジスト監督基督教会は、相互扶助や宿泊施設提供、保険代理店業務にまで及んだ。黒人牧師や教会は黒人コミュニティのニーズに応じた支援を行っていた。

2. 福祉国家体制におけるソーシャルワークと人権問題

1929年の大恐慌を経て、アメリカで1935年に制定された社会保障法は、連邦政府が恒常的に貧困対策に関わることを明らかにした。同時に公的扶助を担うソーシャルワーカーの養成が緊急課題にもなった。また、第一次世界大戦時の留守家庭へのケアとして家族ソーシャルワーク、従軍兵や帰還兵を対象としたPTSD対策のための精神医学ソーシャルワークなど、貧困領域以外にもソーシャルワークの役割が登場し注目された。

加えて、大恐慌後のニューディール政策下では、1934年に連邦緊急救済局内に黒人専門課が設置された。責任者に任命されたフォレスト・ワシントンは、同年の全米社会事業会議で、黒人の不満を組織的な暴力によって封じ込めようとする社会的圧力があることを述べた。1935年に設置された全国青年局にも黒人課が置かれ、メアリ・マクラウド・ベッシュが課長となり、黒人青年に対する職業訓練の機会や黒人大学への補助金が分配されるようになった。

ただし、1935年の社会保障法における年金保険や失業保険には、黒人が多く従事する職業は対象外であったこと、全国労働関係法では、黒人は一般の労働組合から排除されるなど、黒人労働者の労働条件の改善には至っていなかった。また、社会福祉界も人種統合に消極的であった。

3. 冷戦期のソーシャルワークと黒人

1950年代、米ソ冷戦期に入る。その時代、長く人権を剥奪されてきた黒人たちが立ち上がり、草根運動を進めていた。第二次大戦から帰国した黒人復員兵が、人種隔離は世界的に見て不条理であると理解したことが影響を与えた。

1960年の全米社会福祉会議の年次大会では、全国都市同盟(NDL)事務局長の就任予定のホイットニー・ヤングが、ソーシャルワーカーの現状について、人種隔離の不道徳性やソーシャルワークにおける差別解消がこれまで取り扱われてこなかったことを直接的に批判した。また、同年代において人種問題だけでなく、母子家庭、女性、障害者等のマイノリティが生活圏と社会の一員として扱われる権利を求めた福祉権運動が展開され、加速度的に専門ソーシャルワークの変革が迫られていった。

4. 当事者運動と専門職との緊張関係

1963年8月28日の「自由と職を求めるワシントン大行進」は、黒人やその支援者が「今すぐに」という標語を付けて、黒人に合衆国市民としての諸権利を保障することを求めた。1964年、ジョンソン大統領は経済機会均等法の制定など、貧困原因の除去を目指して大規模な「貧困戦争」対策を行った。

この時期、社会保健の遺族年金が普及した。その結果遺族年金を受け取った白人寡婦が公的扶助の対象者から外れることとなった。すると公的扶助（生活保護）の受給者が黒人をはじめとするマイノリティ中心となり、黒人寡婦の受給者への偏見が高まった。黒人寡婦宅に夜中に抜き打ちでワーカーが訪問し、同居人がいないか確認するなど偏見に基づく非人権的な対応が行われていた。その結果、「人間としての扱い」を求めた受給者による福祉権運動が高まり、政権とソーシャルワーク専門職への批判へとつながった。

この当時、当事者の権利意識が高まっていた。福祉権運動は、障害者の自立生活運動やネイティブアメリカの運動など、抑圧されてきた人たちが自分達の権利を主張することにも影響を与えた。

5. ソーシャルワーカーの養成校として

ソーシャルワーク界の動きとして、1968年の第95回全米社会福祉会議で「黒人ソーシャルワーカーの主張」が発表され、同年、全米黒人ソーシャルワーカー協会が設立された（NABSW）ことに着目する。NABSWは、ソーシャルワーカー養成校のカリキュラムに要求を出し、マイノリティと共どのようにソーシャルワーカー養成校のカリキュラムを作っていくのかを提示し、養成カリキュラムの変更が始まった。

具体的には、実習先に黒人コミュニティを増やすことや、その実習の条件として黒人のスーパーバイザーを置くこと、黒人学生と教員のコミュニティによって必要と判断された黒人カリキュラムを発展させることなどが要求された。すべてが受け入れられたわけではないが、マイノリティによく目が向けられるようになったと言える。

マイノリティを含む当事者と共に歩むソーシャルワークの道を求める場合、ソーシャルワーカーは普段の自己点検・自己批判（＝自己覚知）を行わなければならない。ベテランのソーシャルワーカーであったとしても、不適切なソーシャルワーカーになる危険性は常にある。自身が抑圧に加担していないか確認することが必要である。さらに、ソーシャルワーカー養成校のカリキュラムそのものが、真に当事者と共に歩む専門職を養成する内容になっているか、問い続ける必要がある。

おわりに

研究会当日は、対面参加者12名とオンライン参加者16名、合計28名が集まった。研究会後のアンケートには、「アメリカ社会の人種差別の流れ歴史がよくわかった。黒人に対する社会的排除～現存に至る迄の福祉史の知見を深めることができ、大変有意義だった。」「アメリカのソーシャルワークのことは知らなかった。自分の勉強不足で難しい部分もあったが、今後、外国のソーシャルワークの歴史や現状、課題に関心を持っていきたい」「自分自身も、ソーシャルワークにしても保育にしても、

その流れがどうなのか自分自身のアンテナや考え続ける覚悟を持ちたいと振り返ることができた」などの感想が寄せられた。

従来、ソーシャルワーク領域において、「ソーシャルワーカーがマイノリティを排除する」可能性があると目を向けられることがなかった。社会的に排除されている人たちを支援する立場のソーシャルワーカーが、アメリカの制度的人種差別のように排除に加担していた事実も捉えられてこなかった。今回、西崎氏はアメリカの歴史的な流れからソーシャルワーカーによる社会的排除の事実を報告くださった。それは過去の出来事と限って捉えればよいのではなく、LGBTQや宗教、在日外国人等、少数派（マイノリティ）の方々をソーシャルワーカーがどう捉えているのか等、現代社会にもつながるものであり、ソーシャルワーカーが常に向き合っていくべき課題と考えられる。

（研究会報告担当者：上原真幸）